

# 児童発達支援センター こぐま園

## 重要事項説明書

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第178号第60条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

事業者の名称	京都市
所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
事業種別	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）
代表者名	京都市長 門川 大作
電話番号	075-222-3111（代表）

### 2 事業の目的と運営方針

事業指定	指定児童発達支援事業所 （児童発達支援センター）	平成24年4月1日指定
事業の目的	発達に遅れや弱さを持つ子どもとその保護者を対象に、個々の状況や課題に応じた発達支援サービスを行うことを目的とする。	
施設の名称	こぐま園	
施設長氏名	園長 中塚 雅子	
施設所在地	〒602-8155 京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	
電話番号 ファックス番号	075-803-1120 075-803-1121	
施設運営の方針	一人ひとりの子どもと保護者の人権を尊重し、子どもの状態や課題を保護者と確認し、個々の状況や発達課題、個性、能力等を大切にしながら支援を行う。	
主たる対象とする 障害の種類	発達の遅れやその疑い	
開設年月	昭和57年1月16日	
利用定員	50人/日	

### 3 施設の概要

#### (1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建
	延べ床面積	722㎡
敷地面積		3615.10㎡

## (2) 設備

主な設備	指導室，遊戯室，園庭，医務室，静養室，相談室，調理室，シャワー室，便所
その他の設備	面接室，講堂

## (3) 職員体制及び勤務体制

職 種	員 数	区 分	勤務時間
園長	1	専任	8 : 30 ~ 17 : 15
児童発達支援管理責任者(2名は兼務)	3	専任	
保育士・児童指導員	9	専任	
心理士	3	専任	
作業療法士(育児休暇中)	1	専任	
言語聴覚士(児発管と兼務)	1	専任	
事務	1	専任	
医師	1	兼職	
栄養士	1	兼職	
調理員	1	委託	
バス運転手	1	委託	

## 4 児童発達支援サービスの概要

### (1) ① 通所給付費対象サービス

種 類	内 容
日 常 的 な 療 育 支 援	健康管理 <ul style="list-style-type: none"><li>・日常的に健康管理に努めます。</li><li>・必要であれば診療部門医師と連携を取り，健康の維持，増進を図ります。</li></ul>
	生活習慣 生活リズム 食 事 排 泄 身辺自立 <ul style="list-style-type: none"><li>・生活リズムの安定に向けて，必要な援助を行います。</li><li>・個々の状態に応じた形態の食事を提供し，必要な場合は摂食指導等を行います。</li><li>・個々の状況に応じて，適切な排泄の援助を行います。</li><li>・着脱等の身辺自立について，個々の状況に応じた指導及び援助を行います。</li></ul>
	あそび 身体・運動 コミュニケーション その他 <ul style="list-style-type: none"><li>・あそびの中で，身体運動発達を促すような働きかけを，個々の状況に応じて行います。</li><li>・個々の状況に応じた適切なコミュニケーション方法を考慮し，コミュニケーションの意欲や能力を高めるよう働きかけます。</li><li>・社会性やことばの発達についても，個々の状況に応じて適切に援助します。</li><li>・個々の子どもの状態に応じて興味や関心を広げ，子どもたちの経験を豊かにするよう，様々なあそびを提供します。</li></ul>

※親子通園の場合は，上記以外に次のような支援を行います。

行事	園外療育 <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもたちの経験を広げるため，園外療育を行う場合があります。*併行通園も園外療育を行うことがあります。</li></ul>
----	--

送迎	通園バス		・通園バスを運行し、園の指定場所（駅ターミナル等）までの送迎をします。
健康サービス	小児科健診	年2回	・医師（又は歯科医師）による定期的な健診を実施し、健康管理に努めます。
	歯科健診	年1回	・緊急時又は必要な場合、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

②上記サービスについては、社会福祉法人京都基督教福祉会が運営を受託しています。

## (2) 通所給付費対象外サービス

種類	内 容
食事	・管理栄養士が作成する献立表により、栄養と子どもたちの身体状況に配慮した食事を提供します。 ＜身体状況に応じた対応＞ きざみ、ペースト、かゆ、重湯、アレルギー食など

## (3) その他

利用者に関するサービス記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
利用者に関するサービス記録の閲覧期間	開園日の開園時間内。
利用者に関するサービス記録の複写物の交付	上記の期間に、随時対応します。

## 5 利用料

「幼児教育・保育の無償化」により、令和元年10月1日以降の利用分に関し、3歳児から5歳児の利用者負担は無償となりました。3歳児未満の利用者にお支払いいただく利用料（主なもの）は次のとおりです。

### (1) 通所給付費対象サービス

#### ① 標準的なサービス利用料金（1回あたりの概算）

1. サービス利用料金 (基本報酬+児童指導員等加配加算+栄養士配置加算+福祉専門職員配置等加算Ⅱ)	10,237円
2. 自己負担額	1,023円

\*急病等で欠席をされた場合、欠席時負担をいただく場合があります。（欠席時対応加算）

利用者負担額には世帯の収入等の区分により、月額負担上限が設けられています。

区 分	月額上限額（親子通園） 支給量6日以上15日未満	月額上限額（併行通園） 支給量6日未満
生活保護受給世帯	0円 (食費は生活保護費で負担)	0円 (食費は生活保護費で負担)
市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割3万3千円未満	300円	300円
市民税所得割3万3千円以上28万円未満	1,100円	900円
市民税所得割28万円以上39万円未満	3,000円	2,400円
市民税所得割39万円以上	3,800円	3,100円

#### ②家庭訪問、園訪問を行った場合の利用料金（1回あたり）

保護者の方や所属園の了解を得て、事前に日程調整をした上で職員が家庭や園を訪問し、利用児や家族への支援や指導、園への相談支援を行います。（月2回まで）	1時間まで	198円
	1時間超	297円

③事業所内相談支援を行った場合の利用料金（1回あたり）

事業所内で保護者に相談援助を行った場合（療育時間内可/個別支援計画作成に向けての相談援助を含む） （1回の相談時間30分以上/月1回まで）	1回	371円
--	----	------

④就学等に関する支援を行った場合の利用料金（1回あたり）

就学に関して、就学先の小学校等へ連絡調整を行った場合 （月1回まで）	1回	213円
---------------------------------------	----	------

(2)通所給付費対象外サービスの利用料

食費（食材料費及び調理費） （昼食1食あたり）	市民税非課税世帯	市民税課税世帯 （所得割28万円未満）	市民税課税世帯 （所得割28万円以上）
		250円	350円

- \* お休みされた場合や本人の体調不良で配膳しなかった場合は不要です。
- \* お休みされる場合は、当日午前9時までにご連絡ください。
- \* 食費は同額が京都市から助成されるため、自己負担は発生しません。

(3)その他

- \* 利用者の日常生活上必要となる日用品等については各自で用意・持参してください。
- \* 通所給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
- \* 経済状況の著しい変化等があった場合には、料金を変更する場合があります。

(4)利用者負担の上限管理

支給決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして京都市が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行います。（兄弟姉妹での利用や他の児童発達支援事業所との併用の場合）

(5)利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の下旬までに請求いたします。請求日から14日以内に、下記の方法でお支払いください。

<支払方法>

納入通知書を発行しますので、指定金融機関でお支払いください。

（ご利用できる金融機関は納入通知書に記載しています。手数料は不要です。）

6 苦情等申立先

当施設利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決責任者 こぐま園園長</li> <li>・受付担当者 こぐま園児童発達支援管理責任者</li> <li>・利用期間 8:30～17:15 （日曜・土曜、祝日、年末年始を除く）</li> <li>・電話番号 075-803-1120</li> <li>・ファックス 075-803-1121</li> </ul>
第三者委員	<p>兒玉 貴志（京都育成の会事務局長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号 075-693-3300（京都育成の会）</li> <li>・ファックス 075-693-3400（京都育成の会）</li> </ul> <p>※直接第三者委員に申し出ることもできます。</p>

上記において苦情解決ができない場合	京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正委員会 ・所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内 ・電話番号 075-252-2152 ・ファックス 075-212-2450
	京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 ・所在地 京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 ・電話番号 075-746-7610 ・ファックス 075-251-1133

## 7 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族や関係機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供中に、当事業者の責任と認められる事由によりご利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償するものとします。

## 8 協力医療機関

医療機関の名称	京都市児童福祉センター診療所
管理者	市川 澄子
所在地	〒602-8155 京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25
電話番号	075-801-2177
診療部門	小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・児童精神科

## 9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「京都市児童福祉センター消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「京都市児童福祉センター消防計画」により、月1回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加していただき実施します。
消防設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知器      あり                      ・避難滑り台              あり</li> <li>・差動式、定温式スポット型感知器      あり</li> <li>・煙式スポット型イオン化式感知器      あり</li> <li>・地区音響装置              あり                      ・屋内消火栓              あり</li> <li>・非常用電源              あり                      ・防災無線              あり</li> <li>・火災報知機              あり</li> </ul> ※カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画	消防署への届出日：平成30年6月14日
防火管理者	京都市児童福祉センター 総務課企画係長 山田 りか
防火責任者	児童発達支援センター こぐま園 園長 中塚 雅子

☆避難場所 ➡ 一次避難場所・・グラウンド 二次避難場所・・二条公園

10 当施設御利用の際に留意いただく事項

喫 煙	児童福祉センターの敷地内は全面禁煙です。 ご協力をお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、各自で管理してください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。
兄弟姉妹の同伴	やむを得ず兄弟姉妹を同伴される場合は、保護者の方で責任をもってお世話ください。
駐 車 場	駐車場のスペースが限られていますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。やむを得ず自家用車を利用される場合、駐車場の確保等については各自でお願いします。児童福祉センターの駐車場を利用された場合は、療育が終わったら速やかに出庫をお願いします。
写 真 撮 影	プライバシーや療育の支障となることがありますので、療育場面（園外療育を含む）でのカメラやビデオ、携帯電話やスマートフォンでの撮影はご遠慮ください。
携 帯 電 話	療育中の携帯電話等の御使用は、通話・メールに関わらずご遠慮ください。
※ 職員へのお心遣いは固くご辞退申し上げます。	

私は、本書面に基づいてこぐま園の \_\_\_\_\_ から本重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利 用 者 住 所 〒

氏 名

通所給付決定保護者 住 所 〒

氏 名

印

こぐま園は、 \_\_\_\_\_ 様に対する児童発達支援サービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明いたしました。

年 月 日

住 所 〒602-8155

京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25

名 称 児童発達支援センター こぐま園

園 長 中塚 雅子 印